

8 諸外国におけるデザイン保護の実態に関する調査研究

知的創造活動の成果物であるデザインの保護を考える上で、意匠制度がその中心的な役割を担っていることについては疑う余地がないが、デザインが有する多面的な性格から、一のデザイン創作物には、意匠法以外の法令に基づく重畳的な保護が及ぶ場合もある。デザインのより適切な保護を図るべく、我が国意匠制度の在り方について具体的な検討を進めるためには、我が国のみならず、諸外国において、デザイン創作物が意匠制度を始めとする知的財産制度によってどのように保護されているかについて、正しく理解しておくことが不可欠である。

本調査研究は、そのような理解に資することを目的として、有識者から成るワーキング・グループを設置し、欧州共同体及び欧州諸国、米国、並びに中国について、その意匠制度の基本的な枠組みを概観するとともに、現地協力先や文献等より入手した裁判例の分析を通して、保護対象、保護要件、効力範囲等の意匠保護の実体面における具体的な判断の理念、基準及び手法を明らかにすることに主眼を置いた。また、著作権法、商標法、不正競争防止法等、デザイン保護手段としても機能し得る諸制度について、裁判例に準拠しながら、その適用の実態について、可能な限り、分析、整理を試みた。

第1部 欧州におけるデザイン保護

I. 欧州デザイン保護の概要

欧州共同体域内における物の自由な移動を確保するために、加盟国の意匠制度を調和させるための欧州意匠指令^{(*)1}が1998年10月13日に成立し、加盟国は指令に従った国内法の改正を行ってきた。物の自由な移動と深くかかわらない、刑事罰、出願手続等については、各国の自由となっている。

また、共同体域内に単一の意匠権を創設する欧州意匠規則^{(*)2}が2002年3月6日に施行された。欧州意匠規則は登録共同体意匠(registered Community design)と非登録共同体意匠(unregistered Community design)の2部構成から成る。

欧州意匠指令では、「意匠」は、製品自体及び／又はその装飾の特徴、取り分け、線、輪郭、色彩、形状、手ざわり及び／又は素材による、製品の全体又は部分の外観であり、「製品」は、部品、包装、外装、グラフィック・シンボル及び印刷用書体を含むが、コンピュータ・プログラムは除外されている。

意匠の保護要件は、新規かつ独自性を有し、複合製品の部品の場合、製品の通常の使用中に視認できることである。情報に通じた使用者に与える全体的印象が、出願日(優先日)前に公衆の利用に供された意匠と異なっている場合、独自性があるとされ、その際、当該意匠の開発における意匠作者の自由度も考慮される。

先行意匠は、出願日(優先日)前に開示されていた場合に、公衆の利用に供せられていたとされるが、共同体域内の

関係分野の専門家群が合理的に知り得なかったものは該当しない。

保護範囲は保護要件と同様の基準で決められる。保護期間は出願日から最長25年である。

意匠権と著作権による重畳保護の範囲・条件は加盟国にゆだねられている。

欧州共同体商標制度^{(*)3}では、立体的形状を、立体商標として登録し、保護することができる。立体商標の登録要件は、通常の商標と同様、識別力があり、先行商標と抵触せず、機能的でないことである。識別力は、生来的に識別力がある場合と、使用により識別力を取得した場合の双方が含まれる。立体商標の識別性については、生来的に識別力があるとされたミネラル・ウォーターのボトルの事案^{(*)4}がある。立体商標の効力範囲は、原則、商標が同一又は類似、商品・役務が同一又は類似で、公衆に混同を生じさせる範囲であるが、立体商標が名声を博している場合には、一定の要件下で、非類似の商品又は役務まで及ぶことになる。

共同体全域をカバーする不正競争防止法は存在せず、各国ごとの、不正競争防止法、民法、コモン・ローにより、デザインの模倣が不正競争行為に当たるとされる場合がある。

デザインは、一定の要件下で、各国の著作権法により、著作物としても保護される。

II. 欧州共同体

登録共同体意匠権は、欧州共同体商標意匠庁(以下

(*)1 Directive 98/71/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 1998 on the legal protection of designs.

(*)2 Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community Designs.

(*)3 Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993 on the Community trade mark.

(*)4 Nestlé Waters France v. OHIM, Court of First Instance (Fourth Chamber), December 3, 2003 (Case T-305/02) [2003] ECR 00000; OJ C71, 20.03.2004, p.25:Community trademark 000922179.

「OHIM」という)に出願・登録することにより発生し、共同体全域に及ぶ単一の権利である。保護期間は出願日から最長25年間である。保護対象及び保護要件は欧州意匠指令と同様である。

一出願に同一分類の複数意匠を包含できる多意匠一出願制度が採用されている。OHIMでは、意匠出願は方式要件並びに保護対象及び公序良俗の観点からのみ審査され、審査に不服がある場合はOHIM審判部に審判請求できる。

その他の保護要件については、登録後、無効宣言請求によりOHIM無効部が、又は侵害訴訟において共同体意匠裁判所(加盟国の指定を受けた第一審、第二審の国内裁判所)が判断する。無効宣言請求は理由ごとに請求人適格が規定されている。無効部決定はOHIM審判部へ不服申立てできる。

OHIM審判部の審決は、第一審裁判所、そして欧州司法裁判所へ不服申立てできる。

登録意匠の無効は、侵害訴訟における被告の抗弁又は反訴においても主張できる。抗弁による主張は、被告の先行国内意匠を理由とする場合に限られる。

先行意匠と同一又は重要でない細部のみが異なる場合、意匠は新規性がないとされる(OHIM無効部決定:新規性肯定一天井灯^{(*)5};菓子^{(*)6})。

独自性について、いすの機能により、底部、支持構造部、座面の必然的な構成により創作者の自由度は制限されるとし、情報に通じた使用者は、当該分野に特化した環境において、通常の商業活動を行う際に常識とされる技術状況(この種のいすには足置き部と背もたれが通常備わっている)を認識しているとした上で、当該意匠の独自性を否定し、登録無効としたいす^{(*)7}、情報に通じた使用者は、全体的印象を判断する際に、技術的条件を前提とした、この種の天井灯に必須の共通する特徴をそれほど重視しないと、その他の部分を基に当該意匠の独自性を肯定した天井灯、塗布具の頭部形状は機能から必要なのではなく、頭部によって引用実用新案と全体的印象が異なるので独自性があると判断した皮膚消毒剤塗布具^{(*)8}の事案がある。

技術的機能のみによって定められる製品の外観の特徴には意匠権は認められない。この点については、Philips社のひげ剃りのロータリー・ヘッド形状に関する商標事件^{(*)9}において、欧州司法裁判所の法務官意見書で、意匠の場合には、同じ技術的機能を奏する代替意匠がある場合には保護され

る旨述べられている^{(*)10}。

プラグのソケットとの嵌合(はめあい)部分のように、いずれか一方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する製品の外観には意匠権は認められない(must fit除外)。

登録共同体意匠権は、第三者の独自創作にも権利の効力が及ぶ絶対的独占権である。

修理用部品(spare parts)のようなmust match意匠は登録可能であるが、修理目的の使用には効力が及ばない。

非登録共同体意匠は、意匠が最初に共同体域内の公衆の利用に供された日から無方式で権利が発生し、3年間保護される。保護要件は登録共同体意匠と同様である。権利の効力は、著作権同様、第三者の独自創作には及ばない模倣禁止権である。

侵害訴訟は共同体意匠裁判所が管轄を有する。非登録共同体意匠権は、登録共同体意匠権と異なり、権利の有効性の推定が働かないため、権利者が有効性を立証する必要があり、被告は、抗弁、反訴によって争うことができる。

侵害事例として、ドイツにおける仮処分決定(三層式エアークッション第1及び第2、コンピュータ・フラット・モニター、靴^{(*)11})、英国における和解例(パービー人形^{(*)12})がある。三層式エアークッション第1事件では、自由度を考慮し、情報に通じた使用者に与える全体的印象が公知資料と異なるとして、有効性が肯定されたのに対して、第2事件では、公知資料により新規性が否定されている。

III. 英国

英国におけるデザイン保護は、登録意匠、非登録デザイン権、著作権によるというユニークな形態である。

現行の1949年登録意匠法は、1988年に一部改正され、2001年に欧州意匠指令を受けて大幅改正された。

登録意匠は、英国特許庁に出願し、方式及び保護対象等の一部実体審査が行われる。新規性・独自性の調査は登録官の判断で行われる。

保護対象は、1988年法では、視覚に訴える(eye-appeal)完成品で、部分意匠やmust match意匠は認められなかった。2001年法では、eye-appeal要件及びmust match除外要件が削除され、部分意匠や修理用部品も登録可能となった。

保護対象について、背もたれ等に形成された溝は侵害比較の際に無視できないとして侵害を否定したガーデン・チェ

(*)5 Miguel Soriano Sola v. RIDI Leuchten GmbH, June 3, 2004 (ICD 000000032).

(*)6 LENG-D'OR, S.A. v. RECOT, INC., Oct. 22, 2004 (ICD 000000149).

(*)7 Eredu, S. Coop v. Armet, S.R.L, Apr. 27, 2004 (ICD0000000024).

(*)8 José Mallent Castello v. 3M Innovative Properties Company, June 14, 2004 (ICD 0000000057).

(*)9 Koninklijke Philips Electronics NV v. Remington Consumer Products Ltd., ECJ, June 18, 2002, [2002] E.C.R. I-5475 (Case C-299/99).

(*)10 Opinion of Advocate-General RUIZ-JARABO COLOMER of European Court of Justice (AGO) of 23.1.2001, C-299/99, [2001] RPC 38, 745.

(*)11 Landgericht Hamburg 308 O 564/03 Urteil, 26.11.2003 - Luftbett I; Landgericht Hamburg 308 O 591/03 Urteil, 4.12.2003 - Luftbett II; Landgericht Düsseldorf 12 O 123/04 Versäumnisurteil 28.4.2004 - Shuh; Landgericht Hamburg 308 O 457/03 Beschluss 29.8.2003 - Computerfachabbildschirm: いずれも未公表の事件である。

(*)12 Mattel Inc. v. Woolbro (Distributors) Ltd, [2004] FSR 12, [2003] EWHC 2412 (Ch D, Oct. 20, 2003).

ア(*13)、一方向からの図だけで登録に十分としたホイールの意匠出願(*14)、コンピュータのOSによって表示される場合に認められたアイコン(*15)、エンジン部分でなく機能的でもないとして登録されたエンジン・カバー(*16)、単なる機械装置として登録無効としたニップル(*17)やフューズ(*18)、視覚に訴えるものがなく、技術的機能とした電気ターミナル(*19)、一部がmust match意匠として登録が認められず一部が認められた自動車用部品(*20)の事案がある。

保護要件について、1949年法では独創性が必要だったが、1988年法で新規性のみとなり、著作権的アプローチはなくなった。2001年法で新規性及び独自性が保護要件となった。

新規性について、寺院の形状の適用に新規性を認めたスプーン・フォークのハンドル(*21)、類似デザインがナイフ・ハンドルに使用されていて新規性を否定した自転車ハンドル(*22)、先行意匠と重要な違いがないか通常の変形の範囲であることが示されず新規性を肯定したコーヒー・ポット(*23)の事案がある。

意匠権の効力範囲について、創作者の自由度が考慮されて中間差止めを認めた芳香剤容器(*24)、機能で定まる形状による類似性は無視した前出ガーデン・チェア、先行意匠との相違も考慮して被告意匠との相違を判断し侵害を否定した乳母車(*25)、先行意匠と細部でのみ異なる場合は、関心のある顧客の目は細部に向けられ、根本的に異なる場合は全般的な形に注目するとして、登録意匠と侵害品を比較して立ち去り、侵害品に戻ってくる「今及び後」の推定によって比較し、実質的に異なるとして侵害を否定したディスペンサー(*26)、先行技術と個々の特徴が極めて類似していても、有効な場合もその逆もあるとし、関連する商品の消費者・取引業者の目で裁判所が判断すべきとした前出コーヒー・ポット、電気技

師・配線関係者の視覚で判断すべきとした前出電気ターミナルの事案がある。

デザイン権は、登録意匠法で保護されない純粋な機能的意匠が著作権で長期間保護されるという1956年著作権法の解釈によるねじれ現象を解消し、機能的意匠を保護する制度として1988年法によって創設され、意匠が書類上に記録又は物品として創作されたときに自動的に発生する。保護期間は15年が原則である。

保護対象について、部分意匠の保護に基づき侵害を認めた傘ケース(*27)、配色は表面的装飾でありデザイン権の保護対象ではないとしてデザイン権の存在を否定したジャケット(*28)、must fit意匠及びmust match意匠に該当しないとして侵害を認めた温室(*29)及びキッチン・ユニット(*30)などの事案がある。

保護要件について、デザイン権は独創(original)意匠に存在し、創作時点で陳腐(commonplace)な意匠は独創的とみなされない。陳腐であったとして侵害を否定したサッシ窓(*31)、陳腐は周知とは異なるとした前出温室、陳腐テスト手法を示した肥料分離機(*32)の事案がある。

デザイン権の効力は、登録意匠と異なり絶対的な独占権ではなく、著作権同様、模倣がなければ侵害とならない。模倣の成立を認めなかった衣類(*33)の事案がある。

著作権による意匠保護の可否は、美術工芸か、芸術性が要求されない図形(特に彫版・版画(engraving))・彫刻(sculpture)かに関係する。保護期間は、原則、著作者の死後70年であるが、工業的複製物の場合は最初の発売日から25年である。

芸術性がないとして侵害を否定した、前出衣類の事案の原審(*34)、彫刻の著作物と認めなかったカートリッジ金型(*35)、彫版・版画の著作物と認めた自動車用ゴム・マッ

(*13) Sommer Allibert (U.K.) Ltd. v. Flair Plastics Ltd, [1987] RPC 599 (CA, June 5, 1987).

(*14) Ford Motor Co Ltd's Design Application, [1971] FSR 314, [1972] RPC 320 (RDAT, Apr. 22, 1971).

(*15) Apple Computer Inc. v. Design Registry, [2002] FSR 38 (RDAT, Oct. 24, 2001): UK reg. designs 2094031-2094039.

(*16) UK reg. designs 3000174, 3000314: 未公表の事案である。

(<http://www.marks-clerk.com/patentandtrademarkattorneys/publications/pressreleases/pr20030630.html>).

(*17) Tecalemit Ld. v. Ewarts, Ld. (No. 2), [1927] 44 RPC 503 (CD, July 29, 1927): UK reg. design 703913.

(*18) Stenor, Ld. v. Whitesides (Clitheroe), Ld. (now, Tewel Industries, Ld.) [1948] 65 RPC 1 (HL, July 2, 1947).

(*19) Amp Inc. v. Utilux Proprietary Ltd., [1971] FSR 572, [1972] RPC 5, 103 (HL, Oct. 27, 1971).

(*20) Ford Motor Co Ltd.'s Design Applications, [1994] RPC 545 (QBD, Mar 02, 1994): UK reg. design applications 2002303-306, 2004658-659, 2006899-6902, 2006904, 2015376, 2019416, 2019417.

(*21) Saunders v. Wiel, [1983] RPC 29 (CA, Dec. 16, 1892).

(*22) Dover Ld. v. Nürnberger Celluloidwaren Fabrik Gebrüder Wolff, [1910] RPC 498 (CA, May 4, 1910).

(*23) Household Articles Ltd's Registered Design, [1998] FSR 676 (Ch. D. (Patents Ct, Jan. 22, 1998): UK reg. design 2044802.

(*24) Reckitt Benckiser (UK) Ltd. v. H & I (Toiletries) Ltd., Patent County Court, Sept. 16, 2002, unpublished: UK reg. design 2080312.

(*25) Simmons v. Mathieson & Co. Ld. [1911] RPC 113 (Ch. D. Dec. 2, 1910).

(*26) Gaskell & Chambers Ltd. v. Measure Master Ltd, [1993] RPC 76 (Ch D (Patents Ct), Oct. 22, 1992): UK reg. design 1022410.

(*27) A Fulton Co Ltd. V. Totes Isotoner (UK) Ltd., [2004] RPC 16, [2003] EWCA Civ 1514 (CA, Nov. 4, 2003).

(*28) Lambretta Clothing Co. Ltd v. Teddy Smith (UK) Ltd, [2004] EWCA Civ. 886 (CA, July 15, 2004).

(*29) Ultraframe (UK) Ltd. v. Eurocell Building Plastics Ltd., Eurocell Profiles Ltd., [2004] EWHC 1785 (Ch D, July 22, 2004).

(*30) Mark Wilkinson Furniture Ltd. V. Woodcraft Designs (Radcliffe) Ltd., [1998] FSR 63 (Ch D, July 30, 1997).

(*31) Scholes Windows Ltd. v. Magnet Ltd (No.1), [2002] FSR 10, [2001] EWCA Civ 532 (CA, Apr. 11, 2001).

(*32) Farmers Build Ltd. (In Liquidation) v. Carrier Bulk Materials Handling Ltd., [1999] RPC 461 (Civ Div, Dec. 3, 1998).

(*33) Guild v. Eskandar Ltd. (formerly Ambleville Ltd.), [2003] FSR 3, [2002] EWCA Civ 316 (CA (Civ Div), Mar. 14, 2002).

(*34) Guild v. Eskandar Ltd. (formerly Ambleville Ltd), [2001] FSR 38 (Ch D, Feb. 2, 2001).

(*35) Metix (UK) Ltd. v. GH Maughan (Plastics) Ltd., [1997] FSR 718 (Ch D (Patents Ct), Mar. 10, 1997).

从(*36)の事案がある。

デザインは、識別性等の要件を満たせば、商標としても保護される。立体商標の識別性について判示したアイススクリーム(*37)の事案がある。

デザインは、コモン・ローに由来する詐称通用(Passing-off)による不正競争としても保護される場合がある。保護を認めたレモン果汁容器(*38)、販売・配送方法から欺もうの可能性を否定したクッション(*39)の事案がある。

IV. フランス

フランスでは、1909年意匠法は、1990年の改正を経て、1992年の知的所有権法典に取り込まれ、刑事罰強化等の1994年改正を経て、2001年7月25日に欧州意匠指令に対応して改正された。

意匠登録の出願はフランス工業所有権局になされる。意匠を表す図は1出願で100まで提出できる。出願は、方式と公序良俗違反のみが審査され、登録される。流行産業については、通常の出願様式の制約を受けずに簡易な図面等により出願し、公報掲載を3年間延期する簡素化出願手続(dépôt simplifié)がある。

保護要件の充足は裁判所が判断する。意匠の無効の主張は、無効訴訟や、侵害訴訟における反訴・抗弁として行うことができることとされている。

意匠権の効力を日本法と同様の絶対権とみるのは躊躇される。登録意匠の公報掲載後も、善意の抗弁が認められれば、善意の侵害行為に民事・刑事上の責任は問われないが、製造・販売者は民事上の責任は免れないとする事案がある。

フランスでは、意匠と著作物が、美の単一性の理論の下、累積的に保護されてきた(サラダ菜の水切りかご(*40))。

意匠の保護対象について、販売時の視覚確認性により保護を認めたヘア・クリップ(*41)、自動車に組み込まれると一般大衆の目に付かないとして無効とした自動車ランプ用ソケット(*42)、機能的として保護を認めなかったハンガー(*43)、運動靴(*44) (縫い目が機能上の制約とされた)、投票箱(*45)、瓦(*46)、一方、機能的でないとして保護を認めたろうぞく(*47)、加工技術から独立した意匠と認めた中世風ブリーズ(*48)の事案がある。

意匠法に固有の保護要件としては、新規性の要件がある。新規性は、既知の構成要素の新規な組合せで足りるとされている。部分的には公知でも特徴のある相違点で新規性を認めた厚底サンダル(*49)、一方、縫い目の長さ等、重要性のない細部の変更であるとして保護を否定したアジア風衣服(*50)、火打石の部分を延ばしても新規性はないとしたライター(*51)の事案がある。

2001年改正法では、意匠の保護要件として固有の特徴の要件が加えられているが、固有の特徴の有無は、情報に通じた観察者に与える全体の視覚的印象によって判断される。この要件は、判例法に古くから見られる要件ではなく、欧州意匠指令に基づいて導入されたものであるため、学説はその位置付けに苦慮している。この要件を判断した、Z型テーブル(*52)、道路標識(*53)、前出アジア風衣服、エッフェル塔型駒チェス・ゲーム(*54)、持ち手と脚付きグラス(*55)の事案がある。

著作権保護に要求される創作性は、累積原則の下では、意匠法のみによる保護でも問題となるが、新規性より高度ではないと考えられ、判例でも新規性と同一視されているが(ラ

(*36) Hi-Tech Autoparts Ltd. v. Towergate Two Ltd. (No.1), [2002] FSR 15 (PCC, July 25, 2001); Hi-Tech Autoparts Ltd. v. Towergate Two Ltd. (No.2), [2002] FSR 16 (PCC, July 26, 2001).

(*37) Société des Produits Nestlé SA v. Unilever plc., [2003] ETMR 53, [2003] RPC 35, [2002] EWHC 2709 (Ch D, December 18, 2002); UK trademark applications 2,000,661及び2,000,662.

(*38) Reckitt & Colman Products Ltd. v. Borden Inc. and Others (No.3), [1990] RPC 341 (HL, Feb. 8, 1990).

(*39) Hodgkinson & Corby Ltd. v. Wards Mobility Services Ltd. (No.1), [1995] FSR 169 (Ch D, July 20, 1994).

(*40) Gautreau et La Matière plastique c. Legros et Interindustrie, Cour de Cassation, 2 mai 1961, JCP ed.G, 1961, 12242.

(*41) Robert Revais c. C.S.P. Diffusion et Team Plus et Galeries Lafayette, Cour d'appel de Paris, 22 jan. 1999, PIBD 1999, 681-III-334.

(*42) Socop et Socop Industries c. Jos et Man et Mastel Injection, Cour d'appel de Lyon, 12 sep. 1996, PIBD 1996, 621-III-600.

(*43) Plastiques Progrès c. Établissements Roybier et Fils, Cour d'appel de Paris, 31 mai 2000, PIBD 2000, 705-III-448 : 意匠881471, 897049, 936759.

(*44) Mephisto et M. Martin Michaeli c. Sanders Distribution Sandis et Calzaturificio Grisport, Cour de Cassation, 26 mars 2002, PIBD 2002, 749-III-419 : 意匠811319.

(*45) Doublet Festitub c. Devianne Duquesnoy, Cour d'appel de Douai, 5 avr. 1990, PIBD 1990, 480-III-406.

(*46) Tuilerie de Beauvais c. Établissements Céramiques de Beauvais à Auneuil (ECBA) (Établissements Céramiques de Landrons (ECLA)), Cour de Cassation, 22 jan. 1973, Ann.propr.ind. 1973 p.361, Legifrance.

(*47) Point à la ligne c. Roussel et Epistrof et Mme Dazzan, Cour de Cassation, 18 déc. 1990, Legifrance.

(*48) Maître Nadine Breiron (Plissage Industriel) c. Toupyt et Vetus de blanc, Cour d'appel de Paris, 2 juil. 1999, PIBD 1999, 988-III-550.

(*49) Bee Fly c. Mumiah, GIC Groupement Industriel et Commercial, Crete et Chauss'Europ, Cour d'appel de Paris, 2 avr. 2003, PIBD 2003, 771-III-454 : 意匠980689.

(*50) Madame Barbel Cintius c. Madame Le Thi Dong Thai et Monsieur Dam Queng Minh, TGI Paris, 27 juin 2003, PIBD 2004, 777-III-16 : 意匠011189.

(*51) DuPont c. Établissements Myon, MM. Jeannerot et Desloriaux (administrateurs judiciaires de la Myon), Marie-Claire Guyon (représentant des créanciers), Cheiffel et Franceso Smalto, Cour de Cassation, 13 fév. 1996, PIBD 1996, 612-III-320 : 意匠122630, 122631.

(*52) Zygote et Madame Aude Fabry c. Habitat France, TGI Paris, 15 fév. 2002, PIBD 2002, 748-III-377 : 意匠972223.

(*53) Monsieur Jacques Gedeau et Soudure Outillage Protection SOP c. La Voie Express et Sade Compagnie Generale de Travaux D'hydraulique, TGI Paris, 20 mars 2002, PIBD 2002, 752-III-523 : 意匠905538.

(*54) Sap Polyne c. Monsieur Matthew Grant, Cour d'appel de Paris, 25 fév. 2004, PIBD 2004, 788-III-369 : 意匠900023.

(*55) Durobor (Belgique) c. Verreterie Cristallerie d'Arques J.G. Durand et Cie VCA (nouvellement dénommée Arc International), Cour d'appel de Paris, 28 nov. 2001, PIBD 2002, 741-III-217 : 国際意匠寄託DM/009479.

イター、アジア風衣服)、新規性を認めても創作性を要求する暖炉(*56)の事案もある。

新法における効力範囲の判断基準は、旧法には存在しないが、判例法による基準を明文化したものとみえる。部分の相違はあるが、通常の消費者が払う注意をもってしても印象上の類似を打ち消せず、目前で比較しない限り区別が付かないと侵害を肯定した水差し(*57)、原作者の自由度を考慮し、情報に通じた観察者が通常経験する標識とは全体的に異なるとして固有の特徴を認め、被告標識との差異は同一性の印象に影響を与えないとして侵害を認めた道路標識、情報に通じた観察者とは、平均的な注意を払うのではなく、特別に熟慮する利用者であるとした上で、全体的な印象として購入者に原告の家具と思わせないとして侵害を否定したZ型テーブル、要素の相違を示した上で全体的印象の相違を判断した靴下のイラスト(*58)の事案がある。一方、全体的印象に影響を与えない例として、祭具に書かれた文字(ユダヤ教祭具)(*59)、スカートの長さ(ブリーツ・スカート)(*60)、底の厚さ(厚底サンダル)、生地(アジア風衣服)、座部と寸法(いす)(*61)、つまみの形状(ヘア・クリップ)、ロゴ(ハンドバッグ)(*62)などの事案がある。

侵害行為については、自動車の意匠権が組立式のミニチュアに及ぶとしたモデル・カー(*63)の事案がある。

意匠権の場合の新規性は客観的に、著作権の場合の創作性は主観的に判断されるが、多くの場合、両者の判断基準は重複し、侵害の判断基準も接近している。著作権は、無方式による保護、著作者の人格的権利、著作者が原始的権利者であること、著作者の死後70年又は集合著作物の公表後70年の保護期間、などで意匠権と異なる。

デザインは、識別性があれば、商標法で保護できる。皮革表面の型押し模様の保護を認めたエビ(*64)、洗剤液の色彩が、透明容器、ラベルと組み合わせられて商標として保護された食器洗剤(*65)の事案がある。一方、ボトルの一般的形状ではなく、栓の形状が商標の対象であるとして侵害を否定し

た水滴型ボトル(*66)の事案がある。

デザイン盗用の場合には、意匠権、著作権による保護が認められない場合でも、民法1382条(不法行為)によって不正競争としての保護が認められる場合がある。デッド・コピー、極度の安値販売、商品のラインナップ全体の模倣などに不正競争が認められている。

V. ドイツ

ドイツ意匠法は、1876年1月11日の図案及びひな型の著作権に関する法律(*67)に始まり、1986年の改正を経て、2003年に欧州意匠指令に適合させる改正が行われ、2004年6月1日に施行された。

意匠は、ドイツ特許商標庁に出願し、旧法では方式及び公序良俗違反の審査、新法では意匠の定義への適合性も審査され、登録される。保護適格性、新規性・独自性の実体的判断は裁判によって確認される。

新規で独自性(旧法では、独創性)のある製作物が意匠として保護される。従来、特別法で保護されていたタイプフェースは新意匠法で保護される。

保護対象については、紙に色彩を付して模様を表した登録意匠で、素材がサテンであるという説明の記述を根拠とはできないとした多色縞サテン(*68)、アイデアは保護されないとしたメモ・ブロック(*69)、統一体として流通可能な製品の意匠のみ保護されるとしつつ、シリーズ全体に保護を認めた家具シリーズ(*70)、車体部分と共同で全体的印象を与える部品は保護の対象となり得るとしたフェンダー(*71)、モチーフや基本的素材は保護されないとしたプレイ・ファミリー(*72)、専ら技術的機能によって定まっていなかった技術的に役立つ形状は美的感覚が失われなければ保護されるとし、意匠の部分的特徴の保護も認めたライター上部点火部(*73)の事案がある。

新規性については、絶対的新規性か主観的新規性(創作者が創作時に知らなければ新規性がある)かで見解が分かれ

(*56) Fonte Flamme c. M. Michel Labattu et Turbo Fonte, Cour de Cassation, 3 mai 2000, PIBD 2000, 704-III-418: 意匠0908253.

(*57) Trilles c. JeanJean, Cour d'appel de Paris, 3 mars 1999, PIBD 1999, 687-III-526: 意匠0923318.

(*58) Jules c. Mademoiselle Florence Dostal et Viastael et Breilly, Cour d'appel de Paris, 7 mars 2003, PIBD 2003, 772-III-485: 意匠97 1356.

(*59) Produits de Santé Sélectionnés (S.P.S.S) c. Oscar et Lola, Cour d'appel de Paris, 29 mai 2002, PIBD 2003, 758-III-113: 意匠97 1480.

(*60) Madame Jeannine Pacherie c. Grandes Surfaces Internationales, Cour d'appel de Paris, 22 jan. 2003, PIBD 2003, 767-III-358.

(*61) AD Concept c. SIF, Cour d'appel de Paris, 15 jan. 1999, PIBD 1999, 674-III-177.

(*62) Stolar c. CCM et Griffé Universelle et MOD International Trading Co-mit Co (JOCKAD) et Etoile de Paris, Cour d'appel de Paris, 15 mars 2000, PIBD 2000, 707-III-528.

(*63) Volkswagen et Bugatti International c. Provence Moulage, TGI Paris, 29 oct. 2002, PIBD 2003, 764-III-276: 国際意匠寄託DM/051246.

(*64) Stocks Sacs c. Louis Vitton et Louis Vitton Malletier, Cour d'appel de Paris, 7 fév. 1996, PIBD 1996, 613-III-344: 商標1 399 708, 1 399 710ないし1 399 713、及び1 451 789.

(*65) Lever c. Colgate Palmolive Company et Colgate Palmolive, Cour de Cassation, 22 fév. 2000, PIBD 2001, 698-III-256: 商標1 692 480, 1 467 391.

(*66) Château de Cognac c. Union des exportateurs associés Unexpa et M. Denis Charpentier, Cour de Cassation, 15 juin 1999, PIBD 1999, 682-III-349: 商標1 488 991.

(*67) Gesetz betreffend das Urheberrecht an Mustern und Modellen.

(*68) BGH 14.07.1961 I ZR 44/59 "Buntstreifensatin" GRUR 1962, 144.

(*69) BGH 21.05.1979 I ZR 117/77 "Notizklötze" GRUR 1979, 705.

(*70) BGH 20.09.1974 I ZR 35/73 "Möbelprogramm" GRUR 1975, 383.

(*71) BGH 16.10.1986 I ZR 6/85 "Kotflügel" GRUR 1987, 518.

(*72) BGH 19.12.1979 I ZR 130/77 "Play-family" GRUR 1980, 235.

(*73) BGH 21.05.1965 Ib ZR 121/63 "Zündaufsatz" GRUR 1966, 97.

ており、後者を支持する学説が有力であったが、最高裁は、ドイツ国内の当該分野の専門家集団にとって、米国は注意を払うべき文化圏に属しているとしたフルル付き帽子^(*)74)で、客観的相対的新規性という統一基準を示した。

独創性については、部分的な個別特徴における先行意匠との比較ではなく、それらの個別特徴が全体として与える全体的印象の相違が独創性を認定する上で十分であるとした目覚まし時計(*Chérie*)^(*)75)の事案がある。独創性の要件としては、当業界のデザイナーであれば通常到達している熟練や、単なる職業的ルーチンを超える創作的活動の結果としての美的効果があることといわれている。創作者の自由度が狭くても独創性のレベルが低過ぎてはならないとして独創性を否定したトリプル・コンビネーション・スイッチ^(*)76)、無数の可能性があるとして独創性を認めた前出ライター上部点火部、関連する専門家群は、製造段階で、複数のろうそくが1本の芯でつながっていることを知っていたとして独創性を否定したチェーン・キャンドル^(*)77)の事案がある。独創性の判断主体については、当該分野の平均的デザイナーのルーチンの観点といわれている。

意匠権の効力について、旧法では、意匠権は、著作権に近い、相対的な複製禁止権であった。侵害被疑意匠は、登録意匠と実質的に同一ならば、模倣との一応の推定がなされ、侵害被疑者は、登録意匠を知らなかったこと、又は独自創作であることを立証しなければならない。形状の完全一致から模倣とした前出ライター上部点火部、寸法の一致を模倣の判断材料とした*Chérie*、個々の相違はあっても、ほぼ同一の全体的印象から模倣を判断した家具シリーズの事案がある。新法では絶対権に改正された。

保護範囲は、新規性及び独創性を判断して評価され、意匠の進歩の程度に基づく。独創性の判断には、意匠が当業界の周知意匠からどの程度際立っているかが重要とし、意匠の創造的成果が大きいほど保護範囲も大きいとした家庭用裁断機^(*)78)の事案がある。工芸品に精通した者が両方の意匠を並置して個々の特徴の全体的観察を行うとして侵害を否定した前出ブレイ・ファミリーの事案がある。なお、保護は、開

示された意匠の表現物に表された特徴のみに及ぶとした電気かみそり^(*)79)の事案がある。

デザインは、独自性、新規性及び美的価値を有していれば、意匠権と著作権で重畳保護される。意匠に要求される美的レベルは著作物よりも低い。書体が意匠法と著作権法とで保護されるための要件を示した*Europapost*^(*)80)、意匠に著作物性を認めた、スチール・パイプいす^(*)81)、花瓶型燭台^(*)82)、安楽いす^(*)83)の事案がある。

デザインが、他商品識別力を有する場合には、商標としても保護される。この場合独創性は問わないとしたリキュール瓶^(*)84)の事案がある。

旧不正競争防止法1条では、商品等主体混同行為、商品形態等模倣行為が規制の対象とされていた。1シーズンに限って保護を認めた新作モード^(*)85)、具体的需要を創造したとして保護を認めた連結ブロック^(*)86)の事案がある。

VI. その他の欧州諸国

スウェーデンでは、出願人自身の公知の登録意匠から新規性が否定された自動車^(*)87)、情報に通じた使用者とは、自動車製造者や最終消費者ではなく、ホルダーを仕入れて自動車に取り付ける取引業者であるとし、また、創作者の自由度も考慮して、独自性は低く設定すべきとし、意匠権侵害を否定した自動車用プレート・ホルダー^(*)88)の事案がある。

ギリシャでは、新規性を欠くため意匠権侵害が否定された段ボール紙製品^(*)89)の事案がある。

イタリアでは、著作権について、保護を否定したいす^(*)90)、保護を認めたランプ^(*)91)の事案がある。

第2部 米国におけるデザイン保護

米国では、権利形成を行う米国特許商標庁に加え、権利の有効性判断や特許侵害訴訟に関して、連邦地方裁判所、連邦巡回区控訴裁判所、連邦最高裁判所が関係する。

意匠の保護は1842年特許法に始まるといわれる。意匠は

(*)74) BGH 08.05.1968 I ZR 67/65 “Rüschenhaube” GRUR 1969, 90.

(*)75) BGH 18.12.1959 I ZR 27/58 “Chérie” GRUR 1960, 256.

(*)76) BGH 20.05.1974 I ZR 136/72 “Dreifachkombinationsschalter” GRUR 1975, 81.

(*)77) BGH 21.01.1977 I ZR 68/75 “Kettenkerze” GRUR 1977, 547.

(*)78) BGH 03.06.1977 I ZR 83/76 “Haushaltsschneidemaschine” GRUR 1978, 168.

(*)79) BGH 21.01.1977 I ZR 49/75 “Trockenrasierer” GRUR 1977, 602.

(*)80) BGH 27.11.1956 I ZR 57/55 “Europapost” GRUR 1957, 291.

(*)81) BGH 27.02.1961 I ZR 127/59 “Stahlrohrstuhl” GRUR 1961, 635.

(*)82) BGH 21.05.1969 I ZR 42/67 “Vasenleuchter” GRUR 1972, 38.

(*)83) BGH 10.10.1973 I ZR 93/72 “Sessel” GRUR 1974, 740.

(*)84) BGH Beschluß vom 13.4.2000 I ZB 6/98 “Likörflasche” GRUR 2001, 56.

(*)85) BGH 19.01.1973 I ZR 39/71 “Moderneheit” GRUR 1973, 478.

(*)86) BGH 6.11.1963 Ib ZR 37/62 “Klemmbausteine” GRUR 1964, 621.

(*)87) DaimlerChrysler v. PRV, Patentbesvarsratten, April 15, 2002 (01-124).

(*)88) The Golden Frame v. Formac, Växjö Tingsträtt, T1087-02, June 12, 2003, unpublished.

(*)89) Ziakas Ioannis v. X, 6489/1999 M II P A Θ (273451).

(*)90) Cassina Spa. c. A Studio Srl. e Galliani Host Srl., Tribunale di Monza, 23 aprile 2002, Il diritto de Autore, 2002, p.433; [2002] EIPR N-167.

(*)91) Tekno c. Tecnologen e Strobel Peter, Tribunale di Firenze, 4.8.2003, Guida Al Diritto, 13.3.2004, No.10, p.71.

特許法(35 USC)で意匠特許として保護され、保護期間は14年である。

保護対象は、製造物品の装飾的意匠であり、製造物品に適用又は具現化する表面証(surface indicia)、製造物品の形状のための意匠、又はそれらの組合せである。保護対象について示したGorham^{(*)92}、運動靴の意匠の装飾的側面と機能的側面について示して保護を認めたAvia^{(*)93}及びL.A.Gear^{(*)94}、人口石歩道の金型について同様の判断をしたHupp^{(*)95}がある。

保護要件は、新規で独創的であることであり、また、特許一般に求められる非自明性があり、後者の判断基準として、Graham^{(*)96}において、(A) 先行技術の範囲・内容の決定、(B) 先行技術と相違の解明、(C) 技術水準の決定、及び(D) 非自明性の客観的証拠の評価より成るGraham調査が示された。この調査の適用に当たって、商業的成功の要素を加えて電子レンジの意匠に適用し保護を認めたLitton^{(*)97}、専門家の意見について示した前出Avia、自明性の教示・示唆の必要性を示した前出L.A.Gear、予見性についても示している前出Hupp等の事案がある。

保護範囲については、専門家ではなく、通常の観察眼を持つ者が判断するとして侵害を認めたGorham、さらに、point of noveltyのアプローチによって新規部分に類似性がある場合に侵害を認めた前出Litton、Avia、陪審員は通常の観察者であるとして、侵害の判断に経験的データの必要性を否定したBraun^{(*)98}、外観が類似しなければ機能の類似による侵害はないとしたOddzOn^{(*)99}、Markman 判決及びその意匠への適用を示したElmer 判決に従って、裁判官が意匠特許のクレーム解釈を行ったGoodyear Tire^{(*)100}の事案がある。

著作物は、有体物に固定された場合、連邦著作権法により保護される。保護要件は独創的であることである。実用品の意匠は、その物品の実用的様相と独立して存在でき、分けて認識できなければ保護されない。著作権法の関連法として船舶船体意匠保護法^{(*)101}がある。

保護対象について、実用品としてのマネキンから芸術的特徴を分離不可能として著作権保護を否定したCarol

Barnhart^{(*)102}、美術的著作物から部分的に由来しているが実用目的で特徴が変更されているため自転車用ラックに著作権保護を否定したBrandir^{(*)103}、セーターの模様 of 著作物性を確認したKnitwaves^{(*)104}の事案がある。

著作権侵害を成立させるためには、複製が行われたことを証明しなければならない。前出Knitwavesでは、全体としての概念及び感覚について調査し、創作的貢献部分の一致を認め侵害とした。

連邦商標法であるLanham法により、出所の偽りの表示によって出所の混同を生じさせる行為を禁止するトレード・ドレス保護がある。保護を受けるには、製品形状が、非機能的であり、生来的識別性(inherent distinctiveness)を持ち、又は二次的意義(secondary meaning)を獲得している必要がある。識別性があるためには、製品形状が、独特で印象的で、製品から概念上分離可能で、製品の出所表示手段を果たすものでなければならぬとするDuraco^{(*)105}、一義的に審美的であり、出所表示機能がないとして保護を否定した前出Knitwavesがある。二次的意義の獲得については、レストラン内外の外観が、生来的識別性があれば、二次的意義の立証無しで保護されるとしたTwo Pesos^{(*)106}、マス・メディアの宣伝によって二次的意義が確立されているとした前出L.A.Gear、二次的意義の認定に関する要素を示した前出Duraco、製品の意匠は、二次的意義が示された場合にのみ識別性を有するとしたWal-Mart^{(*)107}がある。保護範囲について、違反行為を立証する要素を示し、混同のおそれを否定したLitton、L.A.Gearがある。

不正競争については、特許保護が認められない場合、不正競争として州法で模倣を禁止することは特許制度に対する侵害としたSears^{(*)108}、Compco^{(*)109}の事案がある。

第3部 中国におけるデザイン保護

中国では、意匠は特許法によって保護される。特許法は1985年4月1日に施行され、WTO加盟に向けた改正法は2001年7月1日に施行された。意匠出願は、予備審査(方式・

(*)92 Gorham v. White, 81 U.S. 511 (U.S.N.Y., Dec Term 1871).

(*)93 Avia Group v. L.A. Gear, 853 F.2d 1557, 7 U.S.P.Q.2d 1548 (Fed. Cir., Jul 29, 1988): D284,420, D287,301.

(*)94 L.A. Gear v. Thom McAn Shoe, 988 F.2d 1117, 25 U.S.P.Q.2d 1913 (Fed.Cir., Feb 16, 1993): D299,081.

(*)95 Jack T. Hupp v. Siroflex, 122 F.3d 1456, 43 U.S.P.Q.2d 1887 (Fed. Cir., Sep 4, 1997): D342,528.

(*)96 Graham v. John Deere, 383 U.S. 1, 148 U.S.P.Q. 459 (U.S., Feb 21, 1966).

(*)97 Litton Systems v. Whirlpool, 728 F.2d 1423, 221 U.S.P.Q. 97 (Fed. Cir., Feb 14, 1984): D226,990.

(*)98 Braun v. Dynamics Corporation of America, 975 F.2d 815, 24 U.S.P.Q.2d 1121 (Fed. Cir., Sep 8, 1992): D271,176.

(*)99 OddzOn Products v. Just Toys, 122 F.3d 1396, 43 U.S.P.Q.2d 1641 (Fed. Cir., Aug 8, 1997): D346,001.

(*)100 Goodyear Tire & Rubber v. Hercules Tire & Rubber, 162 F.3d 1113 (Fed. Cir., Nov 10, 1998): D349,080.

(*)101 The Vessel Hull Design Protection Act, 17 USC Chapter 13.

(*)102 Carol Barnhart v. Economy Cover, 773 F.2d 411, 228 U.S.P.Q. 385 (2nd Cir., Sep. 12, 1985).

(*)103 Brandir International v. Cascade Pacific Lumber, 834 F.2d 1142 (2nd Cir., Dec. 2, 1987).

(*)104 Knitwaves v. Lollytogs, 71 F.3d 996, 36 U.S.P.Q.2d 1737 (2nd Cir., Nov. 13, 1995).

(*)105 Duraco Products v. Joy Plastic Enterprises, 40 F.3d 1431, 32 U.S.P.Q.2d 1724 (3rd Cir., Nov. 15, 1994).

(*)106 Two Pesos v. Taco Cabana, 505 U.S. 763, 23 U.S.P.Q.2d 1081 (U.S., Jun. 26, 1992).

(*)107 Wal-Mart Stores v. Samara Brothers, 529 U.S. 205, 54 U.S.P.Q.2d 1065 (U.S., Mar. 22, 2000).

(*)108 Sears, Roebuck v. Stiffel, 376 U.S. 225, 140 U.S.P.Q. 524 (U.S., Mar. 9, 1964).

(*)109 Compco v. Day-Brite Lighting, 376 U.S. 234, 140 U.S.P.Q. 528, 140 U.S.P.Q. 531 (U.S., Mar 9, 1964).

一意匠一出願・公序良俗等)を経て登録・公告され、実体審査は行われない。

保護対象は工業的方法で生産される製品に限定され、反復生産できない工芸品等は製品とはみなされない。部分意匠も保護されない。

保護要件は、出願前に刊行物によって世界公知となった意匠又は国内で公然使用された意匠と同一又は類似でなく、先行する他人の合理的権利と衝突しない意匠であり、また先願主義が明示されている。

登録意匠の無効宣言は特許復審委員会に請求でき、その決定に不服がある場合は人民法院に提訴できる。

意匠権は公告日から効力を生じ出願日から10年存続する。先使用权は認められる。

意匠権の類否判断について、比較される意匠が、同一／類似の用途の製品で、意匠の要素(形状、模様、色彩)が同一又は類似の場合、同一又は類似とされる。

類否判断は、無効判断では、先行意匠との1対1の対比判断、及び公知資料の職権探査等による当該物品の意匠の趨勢を前提として、要部判断又は総合判断によってなされるが、侵害判断では、提出された公知資料にない新規な部分が登録意匠の要部とされ、全体観察による総合判断によって、登録意匠と侵害意匠が混同するかの判断がなされる。

意匠の類否判断主体は、無効判断では審査指南に規定されている。無効決定の不服訴訟で、判断主体である一般消費者を、旧審査指南に基づいて、バイクの形状のみを考慮する仮想の人間であるとした中級人民法院の判断(*110)を、バイクの一般的な知識、素養、認知能力を持った消費者と変更し、無効宣言を取り消した北京市高級人民法院の小型バイク(*111)、その後、同様の判断を行って無効宣言を取り消した北京市中級人民法院のオートバイ(*112)の事案がある。これらの判決の流れを受けて、2004年7月施行の審査指南では、一般的消費者の定義が変更されている。

侵害判断では、北京市高級人民法院の「特許権認定の若干の問題に関する意見(試み)」(*113)において、専門家ではなく、普通消費者の審美感を基準とするとされ、普通消費者は意匠特許と類似の製品の購入者とされている。北京市に

限られるが、重要な判断基準である。

侵害事件として、包装の形状が同一、模様が類似、色彩が相近似するので一般消費者に誤認を生じるとして侵害を認めた包装用袋(*114)、相違点が、全体的外部構造、網目の構造形式、主要部分の配置等の普通消費者の視覚ポイントではないとして侵害を認めた旋回扇風機(*115)、一定の差はあるが、販売使用状態で普通消費者がこの差異を発見するのは困難であり、同時に観察すれば混同を招くとして侵害を認めたドア枠材(*116)の事案があるが、5、6年前の判決である。普通消費者と一般消費者の定義と意味は異なるが、実務上区別しにくいとし、判断主体は、無効手続では専門分野の創作者とし、侵害手続では普通消費者とすべきであるとする説もある。

意匠権による保護範囲は、図面又は写真中に示された当該特許製品に基づいて定めると規定されている。それに従い、全体観察・総合判断によって侵害を認めた、湯沸しポット(*117)、前出ドア枠材の事案がある。

意匠権は、国際意匠分類による区分に基づいて同一又は類似の先行意匠がある場合、無効とされる。一方、侵害判断では、分類のみならず、商取引の慣習、販売・購入状況等が考慮される。

分類は異なるが類似物品に属すと判断した復審委員会に対して、対比文献の図面及び文言から判断すべきとして高級人民法院が無効決定を取り消したビデオプレーヤ(*118)の事案がある。

2004年7月施行の審査指南では、一般の製品については、総合判断を採用し、部分又は局部から同一／類似の結論を出してはならないと改正された。

前出小型バイクでは、第一審で、全体観察による総合判断で類似しているとしたが、第二審では、先に要部判断した後、総合判断して、いずれにしても類似しないと判断した。

また、審査指南では、使用時に容易に目に付く部位は、全体的な視覚効果に顕著な影響を与え、機能的効果や色彩及び材質等は、影響を与えないとされている。

著作権による保護について、応用美術作品は美術の著作物に含まれると解されており、複製可能で、独創性を有する

(*110) 本田技研工業株式会社 訴 专利复审委员会 (浙江黄岩华日(集团)有限公司、上海飞羚摩托车制造有限公司)、北京市第一中级人民法院2002年9月20日行政判决 (2002)一中行初字第138号:意匠特許93303569.1.

(*111) 本田技研 訴 专利复审委员会、北京市高级人民法院2003年5月30日行政判决 (2003)高行终字第15号.

(*112) 光阳工业股份有限公司 訴 专利复审委员会 (上海嘉陵车业有限公司)、北京市第一中级人民法院2003年12月3日行政判决 (2003)一中行字第314号:意匠特許99314583.3.

(*113) 北京市高级人民法院关于《专利侵权判定若干问题的意见(试行)》的通知 (京高法发[2001]229号).

(*114) 广西黑类食品集团公司 訴 枣庄市劳技经济发展公司食品厂、山东省济南市中级人民法院1999年2月5日民事判决(1998)济知初字第54号:意匠特許94313601.6.

(*115) 珠海格力雅达电器厂 訴 成都彩虹电器(集团)股份有限公司、四川省成都中级人民法院1999年12月16日民事判决(1999)成知初字第43号:意匠特許97330116.3.

(*116) 危五祥 訴 南海市平洲康实业有限公司、广东省佛山市中级人民法院2000年7月27日民事判决 (1999)佛中法知初字第199号:意匠特許98318300.7.

(*117) 南海立昌家用电器有限公司 訴 万宝集团公司家用电器研究所、广东省高级人民法院1996年6月11日民事判决 (1995)粤知终字第10号:意匠特許88301502.1.

(*118) 索尼电脑娱乐公司 訴 广东步步高电子工业有限公司、专利复审委员会、北京市高级人民法院2002年12月17日判决 (2002)高民终字第847号:意匠特許99335291.X; 意匠特許94311846.8.

応用美術として著作権の保護を認めたレゴ・ブロック^(*119)の事案がある。

周知商品は、それと同一又は類似する名称、包装、装飾等で誤認混同を生じさせる行為に対して不正競争防止法により保護される。

立体商標は保護されるが、単に商品自体の性質による形状、技術的効果を得るために不可欠な商品形状、又は商品に本質的な価値を備える形状は保護されない。

まとめ

今回の調査対象とした諸外国における意匠保護制度を総括すると、おおよそ以下のとおりとなる。

制度枠組みについては、意匠登録制度に加えて、英国ではデザイン権、欧州では非登録共同体意匠の制度によってツー・トラック・システムが採用されているが、権利発生要件や保護対象など、その内容については違いがある。特に、権利の有効性が推定されない非登録意匠の制度は、登録制度の場合と較べて意匠権者側の負担も大きいとの指摘がある。

意匠の保護対象については、欧州では意匠を構成する「製品」に有体物以外のものが含まれており、保護対象の範囲が広い。部分意匠、グラフィック・シンボル、アイコン等の扱いが、欧州、米国、中国において、それぞれ異なる結果となっている。

保護要件、特に新規性の考え方については、欧州、中国は相対的新規性であり、米国は日本と同様の絶対的新規性といえる。また、米国や日本とは異なり、欧州及び中国には、判断主体をデザイナー・レベルとする保護要件はない。

意匠権の効力範囲について、その判断主体は、デザイナー又は知識のない一般需要者ではなく、その中間に位置する者に置くという点では各国とも共通しており、その具体的レベルが異なるのみである。物品の類否が意匠権侵害の前提となる国として中国がある。また、各国とも、意匠権侵害の有無を判断する際には、保護要件とのバランスが考えられている。

デザインを保護する他の制度としては、創作を直接保護する著作権法以外にも、不正競争防止法、商標法、民法、コモン・ロー等による保護の可能性があるが、デザインの保護としては飽くまでも補完的なものである。意匠法と著作権法によるデザインの重疊的な保護については、フランスを筆頭に各国で差があるが、特に著作者人格権との関係において、改変の必要性の高い産業デザインを著作権法で保護することについては慎重に検討する必要がある。

以上のような各国制度の違いも踏まえた上で、どのような尺

度で意匠の保護対象、保護要件、保護範囲を画定するのが我が国産業の発展のために適当なのかを、今後の議論において検討していく必要がある。

(担当:主任研究員 岩井勇行)

(*119) 英特萊格公司 訴 可高天津玩具有限公司 北京市第一中級人民法院2001年12月25日判決、北京市高級人民法院2002年12月18日判決 (2002)高民終字第279号。